

# 現在のガイドラインの適法・違法性判断基準の考え方

原則として違法とされるもの

行為類型

顧客獲得競争の制限, 共同ボイコット, 再販売価格の拘束 等

競争に与える影響を個別具体的に検討して判断するもの(※1)

違法性判断基準

行為類型(※2)

- 自己の競争者との取引の制限
- 不当な相互取引
- 継続な取引関係を背景とするその他の競争阻害行為
- 株式の取得・所有と競争阻害
- 競争品の取扱いに関する制限
- リベートの供与

新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合  
(市場閉鎖効果がある場合)

総合的に考慮

(考慮要素)

- ① ブランド間競争の状況
- ② ブランド内競争の状況
- ③ メーカーの市場における地位
- ④ 流通業者の事業活動に及ぼす影響
- ⑤ 流通業者の数及び市場における地位  
+ 競争促進効果の有無

総合的に考慮

当該商品の価格が維持されるおそれがある場合  
(価格維持効果がある場合)(※4)

公正な競争を阻害するおそれがある  
|| 違法

行為類型(※3)

- 厳格な地域制限
- 地域外顧客への販売制限
- 仲間取引の禁止

※1 単独の取引拒絶(独占禁止法上違法な行為の実効性確保手段として、独占禁止法上不当な目的の達成手段として取引を拒絶する場合には独占禁止法上問題となる。)並びに第3部第1(競争者間の総代理店契約)及び第3(並行輸入の不当妨害)を除く。

※2 これらの行為類型には、いわゆるセーフ・ハーバーの基準が設けられている。

※3 これらの行為類型のうち、厳格な地域制限には、いわゆるセーフ・ハーバーの基準が設けられている。

※4 非価格制限行為により流通業者間の競争が妨げられ、流通業者がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し又は引き上げることができるような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう。